

いなべ市地域公共交通会議規約（案）

（目的）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における持続可能な公共交通の確保及び利便性の向上を図るため、いなべ市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施、地域の実情に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関して協議を行うため、いなべ市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 交通会議の事務所は、三重県いなべ市北勢町阿下喜 3 1 番地いなべ市役所内に置く。

（協議事項）

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （１） 交通計画の作成及び実施に関する事項
- （２） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- （３） 交通空白地有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （４） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１） 学識経験を有する者
- （２） 住民又は地域公共交通の利用者の代表
- （３） 一般旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- （４） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表又はその指名する者
- （５） 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- （６） いなべ警察署長又はその指名する者
- （７） 道路管理者
- （８） 三重県及び市の職員
- （９） 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第 6 条 交通会議に、次の各号に掲げる役員を置き、その員数は、当該各号に定める員数とする。

- （１） 会長 1 名
- （２） 副会長 1 名

(3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員の役割)

第7条 会長は会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第8条 交通会議の会議は（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長になる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、その場合あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむ得ないと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる会議については、この限りでない。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 会長は、協議事項の内容により、会議の開催に代え、委員に書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

(協議済事項の軽微な修正又は変更)

第9条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正又は変更については、会議での協議を省略することができる。

2 前項における軽微な修正又は変更とは、別表に掲げるものとする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第12条 会長は、第3条各号にかかげる事項について調査又は検討を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 交通会議の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる委員が会議に出席した場合、報酬及び費用弁償を支払うものとする。ただし、会議が書面開催となった場合は、これを支給しないものとする。

2 1回の出席に係る報酬の額は次の通りとする。

(1) 学識経験を有する者 10,000円

(2) 住民又は地域公共交通の利用者の代表 7,000円

3 前項に掲げる委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

4 支給する旅費の額は、いなべ市の例によるものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合におけるその収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第17条 交通会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、令和8年6月 日から施行する。

別表 (第9条関係)

- | |
|---|
| 1 バス停名称の変更 |
| 2 バス停の新設又は廃止を伴わない軽微なルートの変更 (安全対策又は道路状況の変化等に対応するためのものに限る。) |
| 3 ルートの変更を伴わないバス停の位置変更 (利用者の利便性向上又は安全確保のためのものに限る。) |
| 4 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正 |